

告示

埼玉県告示第百七十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ エチル―ニ―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート（通称名五F―EDMB―P
ICA、五F―EDMB―二〇一）及びその塩類
- ロ ニ―（三―メトキシフェニル）―ニ―（プロピルアミノ）シクロヘキサン―
一―オン（通称名Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類
- ハ ニ―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロー―「二―（ピロリ
ジン―一―イル）エチル」―H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Eton
itazepynne、N―Pyrrolidino Etonitazene）
及びその塩類
- ニ 一・ニ―ジフェニル―ニ―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン（通
称名α―D2PV、A―D2PV）及びその塩類

二 効力発生の日

令和四年三月八日